

## 研究学校等の委嘱に関する要綱

### 1 趣 旨

この要綱は、子供たちに生きる力を育むことを目指し、特色ある教育活動を展開するため、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び市町村教育委員会（以下「学校等」という。）に研究を委嘱することに関する基本的事項を定めるものとする。

### 2 研究の委嘱

埼玉県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）は、別に定める募集要項に基づき、学校等を対象に公募を行い、選考により研究を委嘱するものとする。

### 3 研究領域及び研究主題

#### (1) 研究領域

学校等に委嘱する研究領域は、県教育委員会が定める。

#### (2) 研究主題

研究の委嘱を受けたい学校等（以下、「研究学校等」という。）は、定められた研究領域の中で、研究主題を設定する。

### 4 研究委嘱の期間

研究委嘱の期間は、別に定める募集要項によるものとする。

### 5 経 費

研究に必要な経費は、予算の範囲内で県教育委員会が負担する。

### 6 研究学校等に対する指導・助言

県教育委員会は、学校の自主的な研究を尊重して指導・助言に当たるとともに、教育研究団体等の協力が得られるよう配慮するものとする。

### 7 研究報告

研究報告等は、研究委嘱を受けた各年度の終了1か月以内に、別に定める様式による研究報告書を県教育委員会に提出するものとする。

### 8 研究発表会

研究学校等が研究発表会を開催する場合は、次に示す点に留意する。

(1) 参加者の範囲は、小・中・義務教育学校は原則として当該教育事務所管内とする。

(2) 原則として幼稚園、小・中・義務教育学校においては、月曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に、高等学校、特別支援学校においては、木曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に実施する。

(3) 初任者研修対象者のいる学校にあっては、初任者は機関研修への参加を優先させるものとする。

(4) 幼稚園長及び小・中・義務教育学校長は、当該教育事務所に集会許可申請書を提出し、許可を得る。

県立学校長は、県教育委員会教育長に共催承認申請書を提出し、承認を得る。

(5) 研究発表要項（研究紀要）等は、簡潔にして要を得たものとし、必要最小限のページ数にとどめる。

(6) 研究発表会の形式・内容等については、従来の習慣にとらわれず、効率的なものとするよう工夫し改善を図る。

(7) 中間発表会については、原則として紙上発表とし、研究発表会は行わない。